

Title	EU-USプライバシーシールド
Sub Title	EU-US privacy shield
Author	宮下, 紘(Miyashita, Hiroshi)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2016
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.36 (2016. 12) ,p.145- 179
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20161226-0145

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

EU - US プライバシーシールド

宮 下 紘*

1. 序文——越境データ移転に関する法的規律と米欧の衝突
2. EU - US セーフハーバー
3. EU 司法裁判所判決——*Max Schrems v. Data Protection Commissioner*
4. EU - US プライバシーシールド
5. EU - US プライバシーシールドの教訓——日本への示唆

1. 序文——越境データ移転に関する法的規律と米欧の衝突

(1) 国境を越える自由な情報流通とプライバシー保護

クリック一つで個人情報自由は自由に国境を移転することができる。ユネスコ憲章が掲げる「言葉及び表象による思想の自由な流通を促進すること」¹⁾は、普遍的な価値として受容されてきた。

他方で、個人情報は国境を越えて流通するため、プライバシーを保護するための法的規律は重要な課題であり続けてきた。ある国ではプライバシーが人権として十分な水準で保護されているが、別の国ではプライバシー保護の法制度もなく個人情報保護の規範が希薄であると、越境データ移転に伴うプライバシーの侵害が生じうる。そのため、1970年代には、グローバル企業による情報の移転への関心が高まっていった。たとえば、アメリカ企業のフランス支部がスウェーデン人の顧客情報の処理についてソ連にある企業との契約を締結した場合、どこの国の法規制に服するべきであるのかという形で情報の主権に関

* 慶應義塾大学法科大学院非常勤講師・中央大学総合政策学部准教授

1) Constitution of the United Nations Educational, Scientific & Cultural Organization, Art. 1(2).

する問題が議論され始めた。情報の移転と主権との関係をどのように整理するべきか、プライバシー保護のため市民が在住するその国の法が適用されることで問題が解決しうるか、そして国ごとによって異なる法規制が個人のプライバシー保護と救済を十分になしうるか、といった問題が生じてきた²⁾。

1980年、OECD プライバシーガイドラインは、個人データの越境移転の不当な障壁とならないように配慮し、プライバシー保護に向けた基本原則を確立した³⁾。もっとも、これは法的拘束力のないガイドラインであり、日本を含むOECD加盟国は、プライバシー保護を理由として、個人データの越境移転の障壁となるような立法、政策及び慣行を作り出すことを避けるべきことが明記されていた。

これに対し、欧州では法的拘束力がある条約としての欧州評議会条約第108号が1981年に採択された（1985年発効）。同条約が定める規定は、「国境を越える移転に対して適用される」ことを明確にし、越境データ流通の規制に関する条項を設けた（第12条）⁴⁾。さらに、2001年追加議定書において、個人データの移転をする場合、締約国以外の国における受領者が「十分な保護の水準」を確保することを条件とすることを規定した（第2条）。

このようなデータ移転の規制は、貿易協定においてもみられる。たとえば、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）では、データの越境移転について、公共政策の正当な目的を達成するための制限を認めつつ、恣意的もしくは不当な差別の手段となるような態様で、又は貿易に対する偽装した制限となるような態

2) See Allan Gotlieb, Charles Dalfen & Kenneth Katz, *The Transborder Transfer of Information by Communications and Computer Systems: Issues and Approaches to Guiding Principles*, 68 AM. J. INT'L L. 227 (1974).

3) OCED, *Guidelines on the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data* (1980 amended on 11 July 2013), Explanatory Memorandum para15-18. 堀部政男・新保史生・野村至『OECD プライバシーガイドライン』（JIPDEC、2014）、参照。

4) CoE, *Convention for the Protection of Individuals with regard to Automatic Processing of Personal Data* (1981). 欧州評議会条約第108号については、消費者庁『個人情報保護における国際的枠組みの改正動向調査』（宮下紘執筆）（2014）100頁以下、参照。

様で規制を行わないことが明記されている（第14・11条）。また、TPP以外の貿易協定においても越境データ移転に関する条項がみられ、米EU間のTTIPも交渉が行われている⁵⁾。

(2) EUによる厳格な規制——十分な保護の水準

越境データ移転について特に厳格な規制を行ってきたのがEUである。EUでは、1995年EUデータ保護指令⁶⁾が採択され、指令第25条にはEU及び欧州経済領域から第三国への個人データの移転について、「十分な保護の水準」を確保しない限り原則として禁止することが明記された。このデータ保護指令は、2016年に改正され、EU加盟国に直接適用されるEUデータ保護規則⁷⁾として十分な保護の水準を要求する条項が設けられた（第45条）。EUはこれまで十分な保護の水準を確保している第三国の審査を行い、後述のとおり、これまでに11カ国・地域を認定した⁸⁾。この中に、日本やアメリカは含まれていないため、EU等から個人データを移転するためには、個々の企業は欧州委員会が示す標準契約条項や拘束的企業準則（Binding Corporate Rules）等を用いて

5) 宮下紘「貿易協定と越境データ移転規制」比較法雑誌 50 卷 3 号（2016）、参照。

6) *Directive 95/46/EC of the European Parliament and of the Council of 24 October 1995 on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data*. EU データ保護指令の邦訳については、堀部政男研究室「欧州連合（EU）個人情報保護指令の経緯・仮訳」新聞研究 578 号（1999）17 頁、庄司克宏「EUにおける『個人情報保護指令』」横浜国際経済法学 7 卷 2 号（1999）143 頁、参照。「十分性（adequacy）」の訳の経緯については、堀部政男「民間個人情報の保護図れ」日本経済新聞 1997 年 2 月 28 日 31 面、参照。

7) *Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation)*.

8) アンドラ（2010年10月19日）、アルゼンチン（2003年6月30日）、カナダ（個人情報保護電子文書法、2001年12月20日）、スイス（2000年7月26日）、フェロー諸島（2010年3月5日）、ガーンジー島（2003年11月21日）、イスラエル（2011年1月31日）、マン島（2004年4月28日）、ジャージー島（2008年5月8日）、ニュージーランド（2012年12月19日）、ウルグアイ（2012年8月21日）の11カ国・地域である。

行うこととされている。このような煩雑な手続を省略したいアメリカのグローバル企業が合衆国商務省に働きかけた結果、アメリカとEUとの間で、データの自由な移転を認めるためのセーフハーバー協定の締結が、2000年7月に合意に至った。ところが、セーフハーバーの認証を受けた企業の個人情報の取扱いに対してEU側から度重なる懸念が表明される中、2015年10月6日、EU司法裁判所はこのセーフハーバー決定を無効とする判決⁹⁾を下した。

その後、セーフハーバー協定に依拠してEUからアメリカへの個人データ移転ができなくなったため、合衆国商務省は改めて欧州委員会司法消費者総局との4カ月間にわたる交渉を行った。2016年2月、プライバシーシールドという新たなデータ移転の枠組みを公表し、2016年7月12日付で欧州委員会はこの枠組みを承認するとの決定を行った¹⁰⁾。

さらに、航空会社が乗客予約記録のデータを移転する場合、テロ資金追跡目的のデータの移転に関する場合、あるいは健康保険の資格審査のための収入に関するデータを公的機関の間において移転する場合などにおいても、EUの規制の在り方は問題となってきた。

9) CJEU, Case C-362/14, *Maximilian Schrems v Data Protection Commissioner*, October 6, 2015. 本判決の紹介については、中西優美子「EUから第三国への個人データ移転と欧州委員会のセーフ・ハーバー決定」自治研究92巻5号(2016)96頁、中村民雄「フェイスブック個人情報域外移転事件」法律時報88巻8号(2016)112頁、ルイ・フレデリック＝杉本武重＝ベニズリ・イツィック「欧州委員会のセーフハーバー決定を無効とした欧州連合司法裁判所2015年10月6日付判決」国際商事法務43巻11号(2015)1750頁、岩村浩幸「欧州司法裁判所によるセーフハーバー無効の判決とその日系企業に対する影響」NBL1061号(2015)4頁、宮下紘「事例で学ぶプライバシー」(朝陽会、2016)109頁、参照。

10) European Commission, *Commission Implementing Decision 2016/1250 of 12 July 2016 pursuant to Directive 95/46/EC of the European Parliament and of the Council on the adequacy of the protection provided by the EU-U.S. Privacy Shield*, July 12, 2016. プライバシーシールドの紹介については、藤原静雄「個人情報保護法制の国際的動向」法律のひろば69巻5号(2016)4頁、ルイ・フレデリック＝杉本武重＝ベニズリ・イツィック「EUと米国がセーフハーバーに代わる協定に合意」国際商事法務44巻3号(2016)462頁、参照。

(3) 衝突から学ぶ

このように、自由な情報の流通と国境を越えるプライバシー権の在り方については、長年議論されてきた問題であり、特にインターネットの発展に伴いますます重要な法的課題となってきた。データ移転の規制のアプローチの違いは単なる法制度やプライバシー保護に関する行政組織の違いといった表面的な差異にとどまるものではない。越境データ移転をめぐる米欧の衝突は、アメリカとヨーロッパにおけるプライバシー権の思想ないし哲学をめぐる対立を反映している¹¹⁾。また、EUはみずからのデータ保護の価値観を普遍的なものとするよう国際的な調和を求めてきた¹²⁾。それは、国境を越えてプライバシー保護という普遍的な課題に直面する、欧米以外の第三国にも重大な影響を及ぼしてきている。

情報経済のグローバル化の進展に逆行する形で、データのEU域外への移転を制限することは、情報流通の過程に主権概念を導入する「データ・ナショナリズム」とも呼ばれる¹³⁾。特に経済保護主義的な観点から、非関税障壁として個人データの移転の規制を正当化することも可能である。他方で、プライバシーと個人データの保護を人権として保障する以上、自国民の人権を保護するためにプライバシー保護の一定の水準を普遍的なものとして第三国に対して要求することは人権の問題として捉えられる。このように、堀部政男教授が「プライバシー外交」¹⁴⁾という言葉を生み出したとおり、越境データ移転の規制は国内のプライバシーの権利論を超えるグローバルでセンシティブな問題となったのである。

そこで、本論文では、このような個人データの移転をめぐる米欧間における

11) 宮下紘『プライバシー権の復権——自由と尊厳の衝突』（中央大学出版部、2015）77頁以下、参照。

12) 藤原静雄「個人情報保護に関する国際的ハーモナイゼーション」論究ジュリスト18号（2016）64頁、参照。

13) Christopher Kuner, *Data Nationalism and its Discontents*, 64 EMORY L. J. 2089 (2015).

14) 堀部政男「プライバシー・個人情報保護の国際的整合性」堀部政男編『プライバシー・個人情報保護の新課題』（商事法務、2010）59頁。

衝突と新たな枠組みであるプライバシーシールドについて考察し、これらの動向から日本の個人データ移転に関する法制度へのいかなる示唆が得られるかについて検討することを目的とする。

2. EU - US セーフハーバー

(1) EU データ保護指令のデータ移転規制

2016年までには2600億ドルにのぼるといわれるほど大規模に、アメリカとEUとの間でデジタルサービスの取引が行われている¹⁵⁾。しかし、EUとアメリカとの間には、デジタルサービスの前提となる個人データの移転には規制がある。

EU データ保護指令第25条に基づき、EUはアメリカが国として個人データ保護の「十分な保護の水準」を確保していないことを理由に、EUからのデータ移転に制限を課している。アメリカのプライバシー保護法制には、EUのような包括立法は存在せず、個別分野ごとの立法が存在するにとどまり、またそのほとんどの分野の立法が不十分であるとみなされてきた¹⁶⁾。EU データ保護指令のデータ移転規制により、EU域内に進出しているアメリカ企業は、顧客からデータ移転について個別の同意を取得するか、欧州委員会が示したモデル契約に基づき移転を行うか、あるいは欧州委員会が示した拘束的企業準則に基づきEU加盟国のデータ保護監督機関の審査を受け許可されるかのいずれかの場合のみ、データ移転を行うことができる。

このようなデータ移転に伴う制限から、これまでアメリカとEUは繰り返し

15) Statement from U.S. Secretary of Commerce Penny Pritzker on Release of EU-U.S. Privacy Shield Text, February 29, 2016.

16) See Gregory Shaffer, *Globalization and Social Protection: The Impact of EU and International Rules in the Ratcheting up of U.S. Privacy Standards*, 25 YALE J. INT'L L. 1, 26 (2000). アメリカとEUとの法制度の間には、個人情報定義にはじまり、監督体制や本人関与の仕組みなど様々な違いがあると認識されてきた。See Paul M. Schwartz & Daniel J. Solove, *Reconciling Personal Information in the United States and European Union*, 102 CAL. L. REV. 877 (2014).

個人データ保護をめぐる衝突を繰り返してきた。たとえば、航空機の乗客予約記録の共有という PNR (Passenger Name Record) 問題については、2001 年のアメリカ同時多発テロ事件の後、アメリカに着陸する航空機について航空会社は事前に乗客予約記録 19 項目を提供しなければならないが、アメリカのデータ保護が不十分な水準であるため EU の航空会社はアメリカ国土安全保障省等に乗客記録を提供することを拒否してきた。そこで、欧州委員会は、2004 年には十分な保護措置を施すことを条件に PNR に関する暫定協定をアメリカとの間で締結した¹⁷⁾。ところが、欧州委員会等にはこの協定を EU データ保護指令に依拠して締結する権限がないとして、EU 司法裁判所がこの協定を無効と判断した¹⁸⁾。この協定の無効判決により、2006 年 9 月 30 日以降に EU 域内の航空会社はアメリカ国土安全保障省に事前に乗客予約記録を提供すれば EU データ保護違反に問われ、逆に提供しなければ、アメリカの空港への着陸を拒否されかねないというジレンマに陥ることとなった。結局、その後、繰り返し、暫定協定を更新することでアメリカと EU との間の乗客予約記録のデータ移転を認める措置を講じてきた¹⁹⁾。

アメリカと EU との間では、金融機関におけるテロリスト資金追跡プログラムに基づく SWIFT (国際銀行間通信協会) の個人データの移転に関する協定が存在した²⁰⁾。このほかにも、EU では個人の納税データの公的機関における共

17) *Agreement between the European Community and the United States of America on the processing and transfer of PNR data by air carriers to the United States Department of Homeland Security, Bureau of Customs and Border Protection*, May 28, 2004.

18) CJEU, *European Parliament v Council of the European Union (C-317/04) and Commission of the European Communities (C-318/04)*, May 30, 2006.

19) *2006 agreement between the European Union and the United States of America on the processing and transfer of passenger name record (PNR) data by air carriers to the United States Department of Homeland Security*, October 16, 2006, *2007 agreement between the European Union and the United States of America on the processing and transfer of Passenger Name Record (PNR) data by air carriers to the United States Department of Homeland Security (DHS)* July 23, 2007, *2012 Agreement between the United States of America and the European Union on the use and transfer of passenger name records to the United States Department of Homeland Security*, August 11, 2012.

有についても制限がある²¹⁾。このような個人データの移転をめぐり、現実には繰り返しみられたアメリカとEUとの間の衝突は、それぞれのプライバシーとデータ保護に関する基本理念ないし哲学の違いを浮き彫りにしている。

(2) セーフハーバー交渉と決定

EUによる個人データの移転の規制は、非関税障壁としてアメリカとの間の貿易に大きな影響を及ぼすこととなる。仮にEUがアメリカの法制度を正面から不十分であるとして、「無愛想な認定を行えば、深刻な政治問題をもたらし、貿易戦争を引き起こすことになろう」²²⁾と考えられていた。セーフハーバー決定は、アメリカとヨーロッパにおける貿易取引の推進が最大の目的であって、「ヨーロッパ人のプライバシーが保護されているという外観を繕うこと」²³⁾にとどまっていた。「セーフハーバーの最大の功績は大西洋における大きな貿易衝突を回避できたことである」²⁴⁾。

1998年にEUデータ保護指令が施行されてから、約2年にわたる交渉を経て、欧州委員会は2000年7月26日にセーフハーバー決定を公表し、2000年11月1日に発効した²⁵⁾。

EUのプライバシー保護の基準を政府が押し付けることができない以上、合

20) *Agreement between the European Union and the United States of America on the processing and transfer of Financial Messaging Data from the European Union to the United States for the purposes of the Terrorist Finance Tracking Program*, July 27, 2010.

21) CJEU, Case C-201/14, *Smaranda Bara and Others v Casa Națională de Asigurări de Sănătate and Others*, October 1, 2015.

22) PETER P. SWIRE & ROBERT E. LITAN, NONE OF YOUR BUSINESS: WORLD DATA FLOWS, ELECTRONIC COMMERCE, AND THE EUROPEAN PRIVACY DIRECTIVE 44 (1998).

23) DOROTHEE HEISENBERG, NEGOTIATING PRIVACY: THE EUROPEAN UNION, THE UNITED STATES, AND PERSONAL DATA PROTECTION 160 (2005).

24) *Id.* at 96.

25) European Commission, *Commission Decision of 26 July 2000 pursuant to Directive 95/46/EC of the European Parliament and of the Council on the adequacy of the protection provided by the safe harbour privacy principles and related frequently asked questions issued by the US Department of Commerce*, 26 July 2000.

衆国商務省は、セーフハーバーのプライバシー 7 原則に基づくと自己宣言した企業を認証し、その一覧を公表する仕組みを採った²⁶⁾。セーフハーバーのプライバシー原則に違反した場合、アメリカ合衆国連邦取引委員会が通商に関して不公正又は欺瞞的な行為又は慣行への執行権限を有しており、プライバシー原則の履行を担保することとされている（なお、連邦取引委員会以外に、連邦運輸省が所管する分野においても同省の執行権限が認められる²⁷⁾）。2015 年 10 月までにセーフハーバー認証を受け、個人データ移転の恩恵を受けていたアメリカ企業は約 4500 社にのぼる²⁸⁾。

(3) セーフハーバーの見直し

セーフハーバーの開始以降 EU 側からは不満が表明され、欠陥が指摘される中、2013 年 6 月、エドワード・スノーデンの告発によって、アメリカ国家安全保障局 (NSA) による EU 市民を含む外国人の SNS 等における個人データを監視していた問題が明らかになった²⁹⁾。ヴィヴィアン・レディング欧州委員

26) *Id at Annex I: Safe Harbor Privacy Principles issued by the US Department of Commerce on 21 July 2000.* セーフハーバーのプライバシー 7 原則は、①通知：取得・利用の目的、連絡先、第三者の種類、個人に付与された選択と手段、②選択：オプト・アウトの機会の提供、③再移転：再移転のための通知及び選択、④セキュリティ：紛失、誤用、不正なアクセス・開示、改変・破壊からの保護、⑤データの完全性：目的の範囲内での利用、正確性・完全性・最新性のための措置、⑥アクセス：企業が保有する個人情報へのアクセス、訂正、修正、消去、⑦執行：a) 苦情・紛争の調査、損害賠償、b) 実施のフォローアップ、c) 救済の義務である。

27) *Id at Annex: List of U.S. Statutory Bodies Recognized by the European Union.*

28) Martin A. Weiss & Kristin Archick, *U.S.-EU Data Privacy: From Safe Harbor to Privacy Shield*, Congressional Research Service, May 19, 2016.

29) *See NSA Collecting Phone Records of Millions of Verizon Customers Daily*, June 6, 2013, THE GUARDIAN ONLINE (Available at <http://www.theguardian.com/world/2013/jun/06/nsa-phone-records-verizon-court-order>; *NSA slides explain the PRISM data-collection program*, WASH. POST ONLINE, June 6, 2013 (Available at <http://www.washingtonpost.com/wp-srv/special/politics/prism-collection-documents/> (last visited September 25, 2016)). *See also US Admits Secret Surveillance of Phone Calls Has Gone on for Years*, THE GUARDIAN, June 7, 2013 at 1 & 4; *U.S. Mines Internet Firms' Data, Documents Show*, WASH. POST, June 7, 2013 at A1 & A12-14.

会副委員長は、「セーフハーバーはもはやまったくセーフではない」³⁰⁾とアメリカの監視活動を批判し、セーフハーバーの見直しを表明した。欧州議会もまた2013年7月4日にNSAによる監視プログラムを非難する決議を採択した。また、欧州議会は、セーフハーバーを直ちに停止するべきであるという強硬な姿勢をみせてきた³¹⁾。2013年11月27日、欧州委員会はアメリカの監視活動の実態とプライバシー保護の透明性がないことや救済措置が整備されていないことを理由に、現状のセーフハーバーを維持することはできず見直す必要がある、と結論づけた³²⁾。EU側からは、1300件を超えるデータ保護監督機関へのセーフハーバー認証企業に対する苦情申立があったものの、EUの消費者がアメリカ企業とアメリカ法に基づく紛争解決手続を行うと200ドル程度の手数料がかかることが問題視されてきた。また、実際にアメリカの連邦取引委員会は虚偽の認証を行ってきた少なくとも企業40社を公表し、うち2社に制裁金を科すにとどまり、セーフハーバーの実効性は乏しいものであるとEU側からは批判されてきた³³⁾。

これに対し、アメリカ側は、国家安全保障局による監視活動の問題は、商業分野における個人データの移転とは関係のない問題であること、また実際EUのデータ保護監督機関から連邦取引委員会宛での正式なセーフハーバーの苦情申立が過去12年間で4件しかなかったことを理由に、セーフハーバーをター

30) Viviane Reding, Vice-President of the European Commission, EU Commissioner for Justice, *Speech, Justice Council Press Conference, June 6, 2014.*

31) European Parliament, *US NSA surveillance programme, surveillance bodies in various Member States and impact on EU citizens' privacy*, July 4, 2013. European Parliament, Committee on Civil Liberties, Justice and Home Affairs, *Working Document on US Surveillance Activities with respect to EU Data and its Possible Legal Implications on Transatlantic Agreements and Cooperation*, 10 December 2013.

32) European Commission, *Communication from the Commission to the European Parliament and the Council: Rebuilding Trust in EU-US Data Flows*, November 27, 2013.

33) See Chris Connolly & Peter van Dijk, *Enforcement and Reform of the EU-US Safe Harbor Agreement*, in *ENFORCING PRIVACY: REGULATORY, LEGAL AND TECHNOLOGICAL APPROACHES* 261 (David Wight & Paul De Hert eds., 2016).

ゲットにするべきではないと主張してきた³⁴⁾。2014年3月26日、バラク・オバマ大統領がブリュッセルでの米欧首脳会談においてセーフハーバーの強化という政治決着を取りつけ、セーフハーバーの延命措置がとられた³⁵⁾。

3. EU 司法裁判所判決——*Max Schrems v. Data Protection Commissioner*

(1) アイルランド高等裁判所

2013年6月、外国諜報活動監視法第702条に基づくソーシャルネットワークサービス等を利用する外国人の個人情報を監視するPRISMプログラムが明らかになった。原告のウィーン大学の学生であったMaximilian Schremsは、PRISMプログラムで監視対象とされた企業のうち5社（アップル、フェイスブック、スカイプ、マイクロソフト、ヤフードイツ）についてそれぞれの企業拠点がある3カ国（アイルランド、ルクセンブルク、ドイツ）においてプライバシー権及びデータ保護権の侵害に関する不服申し立てをそれぞれの国のデータ保護監督機関に申し立てた。このうち、EU司法裁判所で審理されることとなったのがアイルランドにおけるフェイスブックの事案である。

原告Schremsは2008年以降ソーシャルネットワークのフェイスブックのユーザーであった。フェイスブックはアメリカ企業であるものの、ヨーロッパにおけるすべての利用者については、フェイスブックアイルランド（Facebook Ireland Ltd.）と協定を締結し、ビジネス展開していた。そのため、フェイスブックアイルランドからアメリカ本社への個人データの移転については、EUデータ保護指令に基づきアイルランドデータ保護法が適用されることとなる。アイルランドのプライバシーコミッショナーは、セーフハーバー決定第3条に

34) See e.g., Julie Brill, *Bridging the Divide: A Perspective on US- EU Commercial Privacy Issues and Transatlantic Enforcement Cooperation*, in DATA PROTECTION ANNO 2014: HOW TO RESTORE TRUST? 179 (Hielke Hijmans & Herke Kranenborg eds., 2014). See also Edith Ramirez, *Keynote Address: Protecting Consumers and Competition in a New Era of Transatlantic Trade*, Trans Atlantic Consumer Dialogue, October 29, 2013.

35) See e.g., Council of the European Union, *EU-US Summit, Joint Statement*, 26 March 2014.

基づく十分な保護の水準を確保していないと判断した場合に EU 加盟国がデータ移転を停止する措置を採ることが可能であるか否かも問題であった。セーフハーバー附属文書 I における「国土の安全、公共の利益、または法執行という要件を満たす場合にとって必要な限りにおいて」というセーフハーバー原則の例外の射程をめぐり、EU 加盟国のデータ保護監督機関の間で見解の大きな不一致がみられた³⁶⁾。

しかし、原告のスノーデンの告発に基づく 2013 年 6 月 25 日付の不服申立にもかわらず、アイルランドコミッショナーは、欧州委員会によるセーフハーバー決定が存在する以上、「取るに足らない煩わしい」申立であるとし、「当局が調査することは何もない」としてこの不服申立を棄却した。これに対し、原告がアイルランド高等裁判所（High Court）に申立を行ったのが本件の事案である。

高等裁判所は、「本件申立が取るに足らない煩わしいものではない」とし、アイルランド憲法第 40 条 5 項および EU 基本権憲章第 7 条・第 8 条が保障するプライバシー権（特に「不可侵性」）ないしデータ保護権への干渉となる重大な問題であると指摘した。そして、本件申立が、現代のアメリカのデータ保護法制と EU 基本権憲章との間の「ぽっかりと空いた穴（gaping holes）」を露呈した以上、「EU 法の問題としてアメリカの法と実務が十分なデータ保護の水準」を確保しているか否か審理する必要があると」結論づけた³⁷⁾。これにより、本件は、EU 機能条約第 267 条の先決付託手続に従い、ルクセンブルクにある EU 司法裁判所において審査されることとなった。

(2) EU 司法裁判所判決

EU 司法裁判所における争点は、加盟国の独立監督機関がアメリカへのデータ移転について十分な保護の水準を確保しているか否か、そして確保していな

36) LEE A. BYGRAVE, DATA PRIVACY LAW: AN INTERNATIONAL PERSPECTIVE 196 (2014).

37) Ireland High Court, *Maximillian Schrems v. Data Protection Commissioner*, June 18, 2014 [2013 No. 765JR].

い場合、欧州委員会がセーフハーバー決定した後の変化に伴い十分な保護の水準を維持しているか否か調査を実施することができるか否かであった。

2015年9月23日、司法裁判所の法務官（アヴォカジェネラル）による意見³⁸⁾が公表され、セーフハーバー決定が無効であることが示された。アメリカ合衆国政府は、この法務官意見にはアメリカの諜報活動について不正確なところがあると即座に批判した³⁹⁾。

しかし、2015年10月6日、EU司法裁判所大法廷は、セーフハーバー決定を無効とする判決を下した⁴⁰⁾。まず、欧州委員会のセーフハーバー決定とプライバシー及び基本権の保護とが整合的であるか否かについては、確かに、それぞれの加盟国が欧州委員会の決定自体を無効とすることはできない。しかし、決定自体を無効とすることと、決定に基づき権利と自由が保護されているかを審査することは別の問題であって、「国内の監督機関が相当の注意を払いつつ申立を審査することを義務としている」⁴¹⁾ことを明らかにした。

その上で、セーフハーバー決定の当否について審査した。第1に、セーフハーバー決定の根拠となった十分な水準の個人データ保護の継続の確保を要求するEUデータ保護指令第25条6項については、基本権憲章の個人データの保護の権利に基づき「個人データが第三国に移転される場合、かかる保護の高度な水準（the high level）が継続されていることを確保することを企図している」⁴²⁾とした。

38) Opinion of Advocate General Bot, Case C-362/14, *Maximillian Schrems v Data Protection Commissioner*, September 23, 2015. この意見では、アメリカNSAと他の諜報機関による大量かつ無差別の監視と傍受が行われていることが認定され、EU市民にこの監視活動を知る権利が付与されていないことが指摘された。アヴォカジェネラルは、司法裁判所の構成員であるが、裁判官ではない。アヴォカジェネラルの意見は司法裁判所を拘束しないが、高い権威と事実上の影響力を有し、司法裁判所の判決の中で引用されることもある。庄司克宏『新EU法基礎篇』（岩波書店、2013）132頁。

39) United States Mission to the European Union, *Safe Harbor Protects Privacy and Provides Trust in Data Flows that Underpin Transatlantic Trade*, September 28, 2015.

40) CJEU, Case C-362/14, *Maximillian Schrems v Data Protection Commissioner*, October 6, 2015.

41) *Id.* at para 63.

第2に、「十分な (adequate)」保護の水準とは、EU法秩序と「同一 (identical)」な保護の水準を確保することまで要求するものではないが、「十分な保護の水準」は当該第三国が国内法又は国際的関与によって、「基本権憲章に照らし解釈された指令によって欧州連合域内で保障される基本権及び自由の保護と本質的に同等 (essentially equivalent) である保護の水準」⁴³⁾ (強調引用者) を指すものと理解されたとした。すなわち、充分性の要件は、EUの基本権及び自由の保護と「本質的に同等」と言い換えることができる。

以上のことから、たとえ欧州委員会による充分性の決定が存在したとしても、個人データの保護の重要な部分が十分な保護の水準を確保していないことで、大多数の人々の権利が侵害されているとすれば、委員会の裁量が認められないこととなる。

そこで、欧州委員会によるセーフハーバー決定についてみると、第1条ではセーフハーバーのプライバシー原則をもって十分な保護の水準を確保しているとしているが、このプライバシー原則よりも「国土の安全、公共の利益、または法執行の要件」が制限なく優先されることとなっている (附属文書 I)。そのため、第1に、国土の安全等を目的とするデータの移転の場合、大量かつ無差別な監視による干渉に対する効果的な法的保護について、セーフハーバー決定は何ら言及していない。また、国土の安全の保護にとって厳格に必要であり、かつ比例原則に即した要件を超えて、EUからアメリカに移転された個人データへのNSA等によるアクセスが行われていた。個人データの自動処理が行われ、不法なアクセスの重大なリスクがある場合にこそ、個人データの保護の措置の必要性が生じるが、その措置が存在しなかった⁴⁴⁾。第2に、セーフハーバー決定は、法の支配の要請の下、司法による審査が担保されていなかった。個人は自らに関するデータについて、アクセスし、必要に応じ、訂正や削除を求める権利を有しているが、セーフハーバー決定は国土の安全等を理由にこの

42) *Id.* at para 72.

43) *Id.* at para 73.

44) *Id.* at para 87-91.

ような効果的な救済を求める権利を保障していない⁴⁵⁾。

以上のとおり、セーフハーバー決定は、EU 法秩序で保障された基本権の保護の水準と本質的に同等であるとはいえず、したがって無効であるとされた。

また、セーフハーバー決定の第3条については、委員会による十分性認定が前提とされており、加盟国内のデータ保護監督機関のデータ移転停止の権限行使に制限を設けていると解釈されるため、同条もまた無効とされた。

EU 司法裁判所の先決判決に基づき、2015年10月20日付で、アイルランド高等裁判所の決定に従い、アイルランドプライバシーコミッショナーは原告 Schrems の申立を調査することを表明した⁴⁶⁾。

(3) EU 司法裁判所判決後の動向

EU 司法裁判所の判決の影響は重大なものであった。まず、アメリカとのセーフハーバー協定を締結していたスイスにおいても、データ保護監督機関が、2015年10月23日、スイスとアメリカとの間のセーフハーバー決定を無効とする決定を下した⁴⁷⁾。さらに、EU から十分性認定を受けているイスラエルでは、法・情報・技術監督機関が、2015年10月20日、イスラエルからデータ移転を認めていた従前のアメリカ企業の決定を無効とした⁴⁸⁾。

EU 司法裁判所の判決により、これまで15年以上にわたって認められてきた米欧間における約4500社のアメリカ企業によるデータ移転がセーフハーバー決定に基づき行うことができないこととなった。第29条作業部会は、EU

45) *Id.* at para 92-95.

46) Ireland Data Protection Commissioner, *Statement from Data Protection Commissioner, Helen Dixon in respect of High Court Case 2013/765 JR-Schrems*, October 20, 2015.

47) Swiss Federal Data Protection and Information Commissioner, *Further information on the transfer of data to the USA (after Safe Harbor)*, available at <https://www.edoeb.admin.ch/datenschutz/00626/00753/01405/index.html?lang=en> (last visited September 25, 2016).

48) Israeli Law, Information and Technology Authority, *Pursuant to the European Decision. It Is No Longer Permissible to Rely on the Safe Harbor as a Basis for Transfers of Personal Data from Israel to the U.S.*, available at https://iapp.org/media/pdf/resource_center/ILITA_SH_Statement.pdf (prepared by Omer Tene) (last visited September 25, 2016).

司法裁判所の判決への対応について判決 10 日後に次の表明を行っている。すなわち、①もはやデータ移転は無効とされたセーフハーバー決定に基づくものであってはならないこと、そして、②標準契約条項と拘束的企業準則が当面のデータ移転の根拠となりうることを、明らかにした⁴⁹⁾。もっとも、第 29 条作業部会はこれらのセーフハーバーに代わる選択肢についても判決の影響を分析していくことを表明している。さらに、加盟国の法執行を担っているデータ保護監督機関の集合体である第 29 条作業部会は、「2016 年 1 月末」と期限を区切って、この期限を過ぎても依然としてセーフハーバー決定に基づきデータ移転を行うアメリカ企業に対し、法執行を行うことも宣言した。

この間、2015 年 10 月 26 - 29 日、アムステルダムにて、第 37 回データ保護プライバシーコミッショナー国際会議が開催され、米欧間におけるプライバシー保護の架橋を目指した政策提言を含む「プライバシーブリッジ」報告書が公表された⁵⁰⁾。この会議でも、EU のデータ保護監督機関はアメリカ企業に対し法執行をする姿勢を表明した。また、この会議では、欧州委員会司法消費者総局コミッショナーのヴェラ・ヨウロヴァは、セーフハーバー無効決定を受け、アメリカと EU との間のデータ移転を可能とする新たな枠組みの必要性を主張した⁵¹⁾。

49) Article 29 Working Party, *Statement on the implementation of the judgement of the Court of Justice of the European Union of 6 October 2015 in the Maximilian Schrems v Data Protection Commissioner case (C-362-14)*, October 16, 2015.

50) 37th International Conference on Data Protection and Privacy Commissioners, *Privacy Bridges: EU and US Privacy Experts in Search of Transatlantic Privacy Solutions*, October 26-29, 2015. 会議の成果は、米欧のプライバシー保護の政策の架橋のための「プライバシーブリッジ」報告書として公表され、10 の提言が示された。① EU データ保護作業部会とアメリカ連邦取引委員会の間での覚書の締結等の協力、②ユーザーの個人情報のコントロールの強化、③企業が公表するプライバシーポリシーの標準化等の透明性確保、④国境を越えたユーザーの苦情処理と救済措置、⑤政府による通信事業者等民間の個人情報監視の制限、⑥個人情報の非識別化に関するベストプラクティスの共有、⑦データ侵害の通知義務に関するベストプラクティスの共有、⑧企業責任の明確化のための説明責任、⑨米欧の政府間協議の促進、⑩プライバシーの共同研究、である。なお、筆者はアジアからの唯一の報告書の協力者としてコミッショナー国際会議でこのプロジェクトを紹介するパネル報告を行った。

欧州議会が欧州委員会に対し今後の措置を明確にすることを求める中⁵²⁾、2015年11月6日、欧州委員会は、セーフハーバー決定の無効に伴う措置を示すため、「EUからアメリカへの個人データの移転に関する欧州委員会コミュニケーション」⁵³⁾を公表した。その中で、次のように述べ、アメリカとの新たなデータ移転の枠組みの必要性を明らかにした。

「欧州委員会は大西洋岸の個人データ移転に向けた新たな十分な枠組みという目的に関与してきている。個人データの大西洋岸の移転の新たな取決めは、司法裁判所が示した基準を十分に遵守できるものとなるようアメリカ政府との対話に入った」(強調引用者)。

このように、セーフハーバー決定の無効判決を受け、EUはアメリカとの間で「特に中小企業にとってシンプルで負担が少なくコストも小さい移転のメカニズムとして大西洋岸での貿易への最善の解決策」としての新たな枠組み交渉が始まった。しかし、第29条作業部会が突きつける、2016年1月末までというタイムリミットがある中での交渉であった。

そのような中、ドイツの州のデータ保護監督機関は、セーフハーバー決定に基づき継続してデータ移転を行うアメリカ企業に対し法執行を行うことを表明した⁵⁴⁾。実際、ドイツではハンブルクのデータ保護・情報公開コミッション

51) Věra Jourová, *Speech of Commissioner Jourová at the Amsterdam Privacy Conference- The protection of personal data: More than a “European” fundamental right, it is a right for “everyone”*, October 29, 2015.

52) European Parliament, *Press Release: Safe Harbour ruling: MEPs called for clarity and effective protection*, October 15, 2015.

53) European Commission, *Communication from the Commission to the European Parliament and the Council on the Transfer of Personal Data from the EU to the United States of America under Directive 95/46/EC following the Judgment by the Court of Justice in Case C-362/14 (Schrems)*, November 6, 2015.

54) German Federal Commissioner for Data Protection and Freedom of Information, *Position Paper of the Data Protection Authorities of the Data Protection Officer of the Federal and State Government* (Positionspapier der Datenschutzkonferenz der Datenschutzbeauftragten des Bundes und der Länder), October 26, 2015.

ナーが、2016年6月、アメリカ企業（アドビ、ペプシ、ユニリーバ）に対し、セーフハーバーに代わる選択肢を用いてデータ移転を行っていないとして制裁金を科した⁵⁵⁾。

また、アイルランドでは、フェイスブックがセーフハーバーを用いてデータ移転ができなくなったものの、2016年5月、代替措置としての標準契約条項についてアイルランド高等裁判所がEU司法裁判所への審理の付託を準備している⁵⁶⁾。

4. EU-US プライバシーシールド

(1) プライバシーシールドの概要

2015年10月6日のEU司法裁判所による無効判決から、2016年1月31日までという期限付きで、欧州委員会司法消費者総局とアメリカ商務省の担当者は交渉を行っていた。2016年1月下旬には、交渉が失敗に終わるのではないかと、報道されていた⁵⁷⁾。ところが、欧州委員会は、2016年2月2日、アメリカとのデータ移転の枠組みの合意に至ったことを公表した。ヨウロヴァ司法

55) Hamburg Commissioner for Data Protection and Freedom of Information, *Inadmissible data transfer to the USA*, June 6, 2016.

56) Ireland Data Protection Commissioner, *Statement by the Office of the Data Protection Commissioner in respect of application for Declaratory Relief in the Irish High Court and Referral to the CJEU*, May 25, 2016. EU司法裁判所の基準からすれば、標準契約条項も一時的な飾り付けでしかない、という指摘がある。See Yan Padova, *The Safe Harbour is Invalid: What tools remain for data transfer and what comes next*, 6 INT'L DATA PRIVACY L., 139, 151 (2016).

57) See e.g., *No Dear Yet in U.S. Talks with Europe about Data*, N.Y. TIMES, February 1, 2016 at B1. 筆者は2016年1月下旬にブリュッセルにて欧州議会における動向を調査してきたが、関係者からヒアリングをした限りでは交渉が成立に至る雰囲気はなかった。もっとも、ある報道によれば、アメリカ国務省のジョン・ケリー長官と欧州委員会副委員長のフランス・ティーマーマンズとの間の電話会談で出たオンブズマンの設置が決め手となり、2016年2月2日に「プライバシーシールド」と命名された、とのことである。See *The Phone Call that Saved Safe Harbor*, POLITICO, February 2, 2016. Available at <http://www.politico.eu/article/the-phone-call-that-saved-safe-harbor-john-kerry-frans-timmermans/> (last visited September 25, 2016).

消費者総局コミッショナーによれば、新たな枠組みの名称は「プライバシーシールド (Privacy Shield)」であり、EU 司法裁判所の要件を満たすことができ、法的確実性を担保しうる枠組みであるという⁵⁸⁾。アメリカ側プリッツカー商務長官によれば、この合意は、大西洋兩岸のプライバシー、個人そしてビジネスの偉大な勝利であって、プライバシーを保護しつつ大西洋岸の通商を可能とするものである⁵⁹⁾。

プライバシーシールドは、2016年2月29日に公表された。その後、欧州議会における審議を経て、第29条作業部会の意見に基づく修正が行われ、2016年7月12日付で委員会による決定が公表された(本論文末参考資料、参照)。この欧州委員会の決定のために、アメリカ側は、商務長官、国務長官、連邦取引委員会委員長、運輸長官をはじめ、6つの連邦政府機関が関与し、EU市民のデータ保護の権利を保護するための措置を講ずることが示された。

(i) プライバシー原則

EU-US プライバシーシールドは、合衆国商務省が公表した本決定附属文書Ⅱに含まれるアメリカ企業のプライバシー諸原則の履行による自己認証の制度に基づき運用される。プライバシー原則の執行については、アメリカ側の連邦取引委員会及び運輸省が附属文書Ⅳ及びⅤに基づき運用すると説明されている。

附属文書Ⅱにおけるプライバシー原則については、①通知、②選択、③安全管理、④データの正確性及び目的制限、⑤データへのアクセス権、⑥データ移転の説明責任、⑦依頼、救済、信頼が列挙されている。なお、すでにビジネス慣行でデータ移転を行っている既存の取引の場合は、9カ月以内に通知と選択の機会をEU市民に付与し、オプトアウトの機会を設けることとされている。

従来のセーフハーバー決定におけるプライバシー原則よりも特に強化された

58) Věra Jourová, *Speaking points by Justice Commissioner Jourová at the press conference on the new framework for transatlantic data flows: the EU-US Privacy Shield*, February 2, 2016.

59) Penny Pritzker, *Statement from U.S. Secretary of Commerce Penny Pritzker on Release of EU-U.S. Privacy Shield*, February 29, 2016.

原則としては、クレジットカード、抵当権、雇用等の分野における自動処理に伴う個人への影響について情報の通知を受ける権利が認められ、また不正確な情報の訂正や削除の権利が認められた点が挙げられる。また、EU市民の救済の原則については、アメリカの認証を受けた企業における苦情処理の義務が明確にされた。さらに、個人データの再移転についても、特定された目的のみのために行われ、またはグループ企業等における契約履行の場合にも、同じ水準の保護を条件とすることなど制約が加えられている。

(ii) 透明性の確保

次に、このプライバシー原則を守るため、アメリカ商務省が認証企業のリストを公表することで透明性が確保されるとしている。

(iii) 救済、苦情処理、執行

履行審査と苦情処理については、①EU市民によるアメリカ企業への直接問い合わせを可能とし、企業は45日以内に回答すること、②独立した紛争解決機関による無償での調査、③アメリカ商務省による職権調査による認証チェック、④連邦取引委員会による付託調査と優先的な調査の実施、⑤EU加盟国のデータ保護監督機関による苦情に対するアドバイス、さらに⑥米欧が指名する20名の仲裁人からなるプライバシーシールドパネルによる調査が整備されている。

(iv) 利用の制限

アメリカの公的機関による個人データへのアクセス及び利用、いわゆる監視活動については、合衆国憲法と大統領政策指令第28号に従い、国務省内に設置される独立したオンブズパーソンが監督と苦情処理への対応にあたることとなった⁶⁰⁾。

(v) 加盟国データ保護監督機関による調査

EU 司法裁判所の判決に示されたとおり、プライバシーシールドの運用については加盟国のデータ保護監督機関が効果的に監視を行うとともに、各監督機関による必要な措置を欧州委員会に通知することとされている。

(vi) 定期的な見直し

プライバシーシールドにおける運用が十分な保護の水準を確保しているかをチェックするため、欧州委員会はアメリカ側の機関が所要の措置を講じているか毎年見直しを行うこととされた。欧州委員会が作成する年次報告書は欧州議会と理事会に対し提出されるものとしている。

これらの要件を満たした場合、EU データ保護指令第 25 条 2 項に基づいて十分な水準を満たしていると認定されることとなる。もっとも、各加盟国のデータ保護監督機関は独立して十分性の適合性審査を行うことができ、違反を発覚した場合欧州委員会への情報提供をするものとされている⁶¹⁾。また、十分性を担保しているか確認するため、欧米間で年次共同審査の実施と議会及び理事会への報告書提出が規定された。そして、①アメリカの機関が本文書を履行しないとき、②効果的な救済が行われないうとき、③オンブズパーソンが迅速かつ適切な応答をしないとき、十分性認定が停止・撤回されうることが明記された。

プライバシーシールドは、後述のとおり、第 29 条作業部会、欧州議会、欧州データ保護監督官による批判を受け、当初の案が改正され、2016 年 6 月 25

60) アメリカ側からはテロ対策を目的とした監視活動については、2013 年以降改善がなされてきており、EU 法秩序に照らして本質的に同等の水準を確保している、という指摘もある。See Peter Swire, *US Surveillance Law, Safe Harbor, and Reforms since 2013*, Georgia Tech Scheller College of Business Research Paper No. #36, December 2015.

61) EU 加盟国のデータ保護監督機関による独自調査権は、EU データ保護規則が企図する一貫性の枠組みと矛盾する可能性があるとの指摘がある。See Christopher Kuner, *Reality and Illusion in EU Data Transfer Regulation Post-Schrems*, University of Cambridge Faculty of Law Research Paper No. 14/2016 (2016).

日に第31条委員会による審査を受け、2016年7月12日に欧州委員会の決定により充分性認定が行われた⁶²⁾。2016年8月1日より、合衆国商務省はプライバシーシールドの認証を受け付け、1カ月間で約100社が認証を受けた。

(2) アメリカ側の対応

合衆国商務長官は、セーフハーバー決定を無効としたEU司法裁判所の判決を受けて、その日のうちに、「裁判所の決定によって生み出される不確実性に対処するため欧州委員会と作業を進める準備をしている」⁶³⁾との声明を出した。2015年11月には連邦議会下院エネルギー・商務委員会で、セーフハーバー決定無効判決の影響と今後の対応について審議が行われた⁶⁴⁾。

EUとの新たな枠組み交渉を推進するため、アメリカ側は、2014年1月に公表されたオバマ大統領の諜報活動の見直し方針に基づき、商務長官、国務長官、連邦取引委員会委員長が中心となり、7つの附属文書を欧州委員会に提出し、EU市民の個人データへの諜報機関によるアクセスの制限と法的保護措置を含むEU市民のデータ保護へのコミットメントを公にした。具体的な対応は次のとおりである。

第1に、アメリカ側は連邦議会において、EU市民にプライバシー権の民事救済を認める司法救済法を成立させた。アメリカでは、本来警察司法分野における個人データ共有のための2015年司法救済法案（Judicial Redress Bill of 2015）の審理が停滞していたが、セーフハーバー決定の無効判決を受けて、連邦議会における審理が加速した。この法案は、NSAの監視活動を受け、1974年連邦プライバシー法を改正して、一定の外国人に対し、連邦機関に対する民事救済

62) European Commission, *Commission implementing decision of 12 July 2016 pursuant to Directive 95/46/EC of the European Parliament and of the Council on the adequacy of the protection provided by the EU-U.S. Privacy Shield*, July 12, 2016.

63) *Statement from U.S. Secretary of Commerce Penny Pritzker on European Court of Justice Safe Harbor Framework Decision*, October 6, 2015.

64) US House of Representatives, Energy and Commerce Committee, *Examining the EU Safe Harbor Decision and Impacts for Transatlantic Data Flows*, 114th Congress, November 3, 2015.

の権利を付与することを内容とするものであった。EU 司法裁判所によって EU 市民に対する救済の権利の欠如が指摘されていたため、司法救済法をもって新たなデータ移転の枠組みの交渉に臨むため、2015 年 10 月 20 日には、連邦議会下院において同法案が可決し、上院での審議に移された。法案審議の過程でプライバシー保護団体 EPIC が、EU と交渉中の警察司法分野における協定の内容について情報公開請求を行うなど、上院での採決が遅れる中、交渉期限の直前である 2016 年 1 月 28 日に上院司法委員会と同法案が採決された。修正案が 2016 年 2 月 1 日に公表され、2 月 9 日に上院で同法案は共和・民主両党の支持を受け可決した。オバマ大統領は、2016 年 2 月 24 日、プライバシーシールドに言及して、司法救済法案に署名し、同法案が成立した⁶⁵⁾。その 5 日後に、プライバシーシールドの合意文書案が公表されている。

第 2 に、アメリカでは、EU とのデータ移転を可能にするため、2016 年 2 月 9 日にはプライバシー諮問委員会をホワイトハウス内に設置した⁶⁶⁾。同委員会は、合衆国行政管理予算局内の独立した委員会として、連邦レベルにおけるプライバシー政策に関する勧告、調整・意見交換、プライバシー問題に対処するための雇用・研修の評価、プライバシーに関連する運用を主な任務としている。2016 年 3 月 12 日には、第 1 回会合が開催された。

第 3 に、アメリカ国務省は、「プライバシーシールド・オンブズパーソン」⁶⁷⁾を新たに設置し、EU 市民から提出された苦情申立の受領を確認し、その審査状況の追跡などを行うことを決定した。必要に応じ、苦情処理のため、国家情報長官室や司法省等の機関との連携を図ることも期待されている。プライバシーシールドにおける EU 市民の救済措置を担保するため、連邦取引委員会や運輸省のほか、国務省の新たな「オンブズパーソン」が EU との間のデータ移

65) White House, *Remarks by the President at the Signing of the Judicial Redress Act Bill*, February 24, 2016.

66) Executive Order 13719, *Establishment of the Federal Privacy Council*, February 9, 2016, 81 FR 7687.

67) *Letter from The Secretary of State to Commissioner Jourová*, February 29, 2016 at 2.

転に責任を負うこととされている。

このほかに、アメリカでは、スノーデン事件以降、監視活動の改革が進んでおり、国内のメタデータの監視活動を認めた愛国者法第 215 条プログラムは 2015 年 6 月 2 日のアメリカ自由法により暫定期間を経て廃止された⁶⁸⁾。また、外国人を対象とした外国諜報活動監視法第 702 条による監視プログラムについても裁判所や国家情報長官のチェック機能を強化する改革が進んでいる⁶⁹⁾。具体的には、通信データ保全の制限⁷⁰⁾、独立監督機関を介さない通信データへのアクセスの禁止、そして諜報機関と民間部門におけるデータ共有の規制という枠組みが EU のみならず、アメリカにおいても構築された⁷¹⁾。これらの改革がプライバシーシールドの合意にも反映されているものと理解される⁷²⁾。

このような法制度の改革とともに、セーフハーバー決定が無効とされて以降、ビジネスにおける不確実性が増したことから、アメリカ企業はセーフハーバーに代わる新たな枠組みによりデータ移転に支障が生じないようロビー活動を行ってきた⁷³⁾。そのため、セーフハーバー決定無効判決後の新たな枠組みに向けた交渉は、「ロビー活動対裁判所（lobbying vs. Court）」の問題であるとも

68) USA Freedom Act. Publ. L. 114-23, 129, Stat. 268, 114th Congr., 1st Sess. (June 2, 2015).

69) See e.g., Privacy and Civil Liberties Oversight Board, *Report on the Surveillance Program Operated Pursuant to Section 702 of the Foreign Intelligence Surveillance Act*, July 2, 2014; The President's Review Group on Intelligence and Communications Technologies, *Report and Recommendations: Liberty and Security in a Changing World*, December 12, 2013.

70) EU では、法執行目的で通信会社に通信データを 6 カ月以上 2 年以内保全することを義務づけていたデータ保全指令が、司法裁判所により無効とされた。See CJEU, C-293/12 - *Digital Rights Ireland and Seitlinger and Others*, April 8, 2014. また、マイクロソフト社の通信データがアイルランドに保全されており、アメリカの通信保全法に基づきそのデータを法執行目的で開示することを合衆国政府が要請したが、第 2 巡回連邦控訴裁判所は合衆国法は合衆国の領土にしか及ばないとしてこれを棄却した。Microsoft v. United States, 2d Cir., No.14-2985, July 14, 2016.

71) See e.g., Swire, *supra note 60*; Joel Reidenberg, *The Data Surveillance State in Europe and the United States*, 49 WAKE FOREST L. REV. 583 (2014).

72) See David Bender, *Having Mishandled Safe Harbor, Will the CJEU Do Better with Privacy Shield? A US Perspective*, 6 INT'L DATA PRIVACY L. 117 (2016).

位置づけられていた⁷⁴⁾。

(3) プライバシーシールドへの懸念

実際、2016年4月、第29条作業部会は欧州委員会が公表したプライバシーシールドの案について「強い懸念」を表明し、次の指摘を行った⁷⁵⁾。第1に、商業分野におけるデータ保護については、EUにおけるデータ保護基本原則としての利用目的の制限やデータ保全の限界などの原則が明示されていない。第2に、公的機関による監視活動については、大量かつ無差別的な個人データの収集に関する国家情報長官室からの十分な説明がなく、また新たに設置されるオンブズパーソンの独立性に疑いがあることが指摘されている。第3に、アメリカの法制度における原告適格という訴訟要件をクリアしない限り、EU市民が司法救済を直接求めることができず、効果的な救済措置がとられるのかとの疑問が示されている。

2016年3月17日には欧州議会でもプライバシーシールドに関する審議が行われたが、EU市民を対象とした監視活動の継続が前提とされている以上、プライバシーシールドという政治的合意では不十分であるといった指摘がなされた⁷⁶⁾。これらの懸念を受け、当初のプライバシーシールドの案が改正され、国務省、国家情報長官室、そして司法省による監督体制が強化されたものの、欧州データ保護監督官は、十分な保護水準を確保するためには、オンブズパー

73) See e.g., *Letter from BusinessEurope & U.S. Chamber of Commerce to Isabelle Falque-Pierrotin*, November 20, 2015; *Letter from BusinessEurope, DigitalEurope, U.S. Chamber of Commerce & Information Technology Industry Council to Barack Obama, Jean-Claude Juncker, Donald Tusk & Heads of Government of the 28 EU Member States*, January 15, 2016.

74) *Europe versus Facebook, European Commission may be issuing a round-trip to Luxembourg*, February 2, 2016. Available at http://europe-v-facebook.org/PS_update.pdf (last visited September 25, 2016).

75) Article 29 Working Party, *Opinion on the EU-US Privacy Shield Draft Adequacy Decision*, April 13, 2016.

76) European Parliament, *The New EU-US Privacy Shield for Commercial Transfers of EU Personal Data to the US*, March 17, 2016.

ソンによる決定や勧告を効果的に連邦機関が履行するための措置を含む「必要性和と比例原則による追加的保証措置」⁷⁷⁾が必要であるとした。第29条作業部会、欧州議会そして欧州データ保護監督官による意見では、単にプライバシーシールドの合意文書における問題点のみならず、アメリカとヨーロッパのプライバシーに関する法制度、判例、監視活動における差異も指摘されており、プライバシーと個人データ保護に関する基本的理念ないし哲学における違いが改めて浮き彫りになった⁷⁸⁾。

また、プライバシーシールドは、外国人を対象とするアメリカの監視活動プログラムの継続が前提とされており、「漏れやすい」シールドであって、「プライバシーシールドでは不十分である」⁷⁹⁾とアメリカ側からも指摘されている。実際に、国家情報長官室によるプライバシーシールド附属文書Ⅳには、外国諜報活動監視法第702条及び大統領政策指令28に基づく監視目的の個人データの収集が、外国人を対象として、外国における一定活動の探知、テロ対策、武力拡大対策、サイバーセキュリティ、合衆国への脅威の探知、そして国際犯罪対策という6つの目的のために実施されることが依然として明記されている。またターゲットを絞った監視活動が行えない場合の大量個人データ収集も認められている⁸⁰⁾。アメリカ国内では、2012年2月にオバマ政権が公表した「消費者プライバシー権利章典」法案の成立が今後のEUとの自由なデータ移転の

77) European Data Protection Supervisor, *Opinion on the EU-U.S. Privacy Shield draft adequacy decision*, May 30, 2016.

78) 宮下・前掲注11)、77頁以下、参照。

79) Noah Feldman, *Europe's New Privacy Shield Looks Leaky*, BLOOMBERG VIEW, February 2, 2016 available at <http://www.bloombergvie.com/articles/2016-02-02/europe-s-new-privacy-shield-looks-leaky> (last visited September 25, 2016).

80) European Commission, *supra* note 62, at ANNEX VI Letter from Office of the Director of National Intelligence Office of General Counsel to US Department of Commerce and International Trade Administration at 4. なお、第702条プログラムについては、2017年中に見直しが行われることとなっている。Id. at 22 para81. そのため、最初のプライバシーシールドの運用審査が重要になると考えられる。See Article 29 Working Party, *Statement on the decision of the European Commission on the EU-U.S. Privacy Shield*, July 26, 2016.

条件となるという認識も示されている⁸¹⁾。

セーフハーバー決定無効判決を導いた原告である Schrems は、プライバシーシールドが公表されると直ちに「ルクセンブルク（EU 司法裁判所）行きの往復切符」となると皮肉った⁸²⁾。2016年9月16日、デジタルアイルランドがプライバシーシールドの無効の確認を求め EU 司法裁判所での審理が始まった（CJEU, T-670/16, Digital Ireland v. Commission）。今後の運用次第で、プライバシーシールドが、標準契約条項によるデータ移転とともに、EU 司法裁判所で審理されることになると考えられる。

(4) 包括的合意（Umbrella Agreement）——刑事司法分野における個人データの共有と保護

プライバシーシールドの十分性認定の作業の過程において、2016年6月2日、刑事司法分野における個人データの米欧間における共有を認める「包括的合意（犯罪の防止、捜査、探知及び訴追に係る個人情報保護に関するアメリカ合衆国と欧州連合との間の合意）」文書に、合衆国司法長官と欧州委員会司法消費者総局コミッショナーとの間で署名が行われた⁸³⁾。この合意は、2010年のアメリカ合衆国と EU の相互法律援助条約の見直しとともに、特に 2013 年のスノーデン事件以降、アメリカと EU との間の重要な課題であり続けてきた。EU では、警察司法分野における個人データ保護に関する指令と旅客機の乗客予約記録に関する指令がいずれも 2016 年 5 月に発効されていた⁸⁴⁾。アメリカでは、前述のとおり司法救済法が成立していた。このような大西洋岸における刑事司法分野における個人データ共有とともに、プライバシー保護の枠組みが支えとなり、合意に至った。

81) *Federal Efforts in Data Privacy Move Slowly*, N.Y. TIMES, February 29, 2016 at B1 (Comment by Daniel J. Weitzner).

82) *Europe versus Facebook*, *supra* note 74.

83) *Agreement between the United States of America and the European Union on the Protection of Personal Information relating to the Prevention, Investigation, Detection, and Prosecution of Criminal Offenses*, June 2, 2016.

包括的合意は29条からなり、次の基本原則を掲げて、刑事司法分野における高い水準の個人情報の保護が明記されている。基本原則として、たとえば、国籍にかかわらず個人情報保護を行い、恣意的で正当化されえない差別が禁止されている。このほかに、情報収集制限、情報の再移転の際の同意取得、情報の正確性の担保、安全管理措置、漏えい時の通知義務、情報処理の記録、データ保全の期限の明示、センシティブデータ、説明責任、自動処理による決定の制限、アクセス権・訂正権の担保、行政機関と司法による救済措置などが明記された。また、プライバシーシールドと同様、刑事司法分野における個人データの取扱いについての監視機関によるチェック体制も明記された。

欧州議会での審議では、プライバシーシールドの交渉と並行して、依然として、EU市民のみならずEU在住の個人までもが情報収集の対象となるか、アメリカの個別プライバシー立法の下で司法救済がどこまで効果的に行われうるか、さらに人種や宗教等のセンシティブデータの移転の制限がどこまで厳格なものか、といった疑問が提起されていた⁸⁵⁾。商業分野におけるデータ移転の

84) *Directive (EU) 2016/680 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data by competent authorities for the purposes of the prevention, investigation, detection or prosecution of criminal offences or the execution of criminal penalties, and on the free movement of such data, and repealing Council Framework Decision 2008/977/JHA; Directive (EU) 2016/681 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the use of passenger name record (PNR) data for the prevention, detection, investigation and prosecution of terrorist offences and serious crime.* これらの指令に関する紹介として、宍戸常寿「安全・安心とプライバシー」論究ジュリスト18号(2016)54頁、参照。また、22のEU加盟国を中心としたシェンゲン情報システムは、令状が発せられた者、行方不明者、亡命者等の約120万人や盗難車等の4690万件の個人データがデータベース化され、2013年4月から運用が開始された。このデータベースへのデータ主体の開示・訂正・消去権が保障されており、欧州データ保護監督官がシステムの監査にあっている。See *Regulation (EC) 1987/2006 of the European Parliament and of the Council of 20 December 2006 on the establishment, operation and use of the second generation Schengen Information System (SIS II).*

85) European Data Protection Supervisor, *EU-US “Umbrella Agreement”, Presentation of EDPS Preliminary Opinion 1/2016 before Civil Liberties, Justice and Home Affairs Committee (LIBE) of the European Parliament*, February 15, 2016.

枠組みであるプライバシーシールドと、刑事司法分野における個人データ移転の枠組みである包括的合意は互いに密接に関係している。

5. EU - US プライバシーシールドの教訓——日本への示唆

本論文で考察してきたアメリカとEUとの間の衝突は、日本にどのような教訓をもたらしたのだろうか。日本では、2015年9月に個人情報保護法が改正された。その改正のプロセスにおいて、「政府としては、EUとの関係におきましては、本法案の成立後に、EUに進出をしておる我が国の企業の事業環境改善のために、EUからの十分性認定取得に向けた取り組みを進めてまいります」⁸⁶⁾ という方針が打ち出されていた。EUの専門家からは、データ移転の規制は他国にEUの価値観を押しつける「ヨーロッパ帝国主義」⁸⁷⁾ ではないか、という指摘がある。現実には、南米、アフリカ、そしてアジアの各国では、EUのデータ保護をモデルに立法化作業が進められている⁸⁸⁾。このような、EUデータ保護法の域外適用の規定⁸⁹⁾も整備されたため、次の点に留意が必要であると考えられる。

第1に、セーフハーバー決定の無効判決とプライバシーシールドという新たな枠組みの決定という一連の米欧間における動向から、個人情報保護法制の民間部門と公的部門の区別がますます困難になっていることがうかがえる。すなわち、アメリカの諜報機関による監視活動は、民間企業の通信データへのア

86) 衆議院・本会議、山口俊一・内閣府特命担当大臣答弁、平成27(2015)年4月23日。

87) Yves Poullet, *Comment appliquer les règles de protection des données aux transferts de données personnelles dans une société à la fois globale mais également multi-économique et multiculturelle?*, 12 LEX ELECTRONICA 9 (2007).

88) See Graham Greenleaf, *The Influence of European Data Privacy Standards outside Europe: Implications for Globalization of Convention 108*, 2 INT'L DATA PRIVACY L. 68 (2012).

89) EUデータ保護規則の域外適用については、消費者庁『個人情報保護制度における国際的水準に関する検討委員会・報告書』(2012)(庄司克宏「リスボン条約後のEU個人情報保護法制における基本権保護と域外適用」)17頁以下、参照。

アクセスによって行われており、その限りにおいて、個人データには官民間わず共通の保護の体制が必要とされている。この点、日本の個人情報保護法制は、官民が別の法制度となっており、また公的部門においては、非識別情報の取扱いを除き、個人情報保護委員会の権限が及ばないこととなっている。さらに、民間部門の個人情報保護法制では、保有個人データから国の安全や犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持が除外されており、保有個人データの開示等が一律にできないこととされている。プライバシーシールドの教訓として、このような官民の法制度における監督体制や保有個人データの除外については、今後再考が求められる⁹⁰⁾。

第2に、セーフハーバーにおける15年間の個人データの移転の運用面からすると、データ移転の規制は単に法制度の問題ではなく、各企業にとっては顧客に対する説明責任であり、同時に企業等の組織のコンプライアンスの問題になっている、という指摘がある⁹¹⁾。個人データの移転については、従来のEUデータ保護指令のように「国・地域」を対象とする場合と、新たにEUデータ保護規則で明文化された拘束的企業準則のように「組織」を対象とする場合との2つの場合がある。すなわち、前者は充分性認定の枠組みであり、後者は説明責任の原則に基づくデータ移転の枠組みである。十分な保護の水準を確保している国・地域であっても、その国・地域内における企業等の組織がデータ移

90) 板倉陽一郎「平成27年改正個人情報保護法と欧州委員会充分性認定の距離」情報ネットワーク法レビュー14号(2016)156頁、大島義則ほか編『消費者行政法』(勁草書房、2016)283頁、辻畑泰喬「ビッグデータの利活用の法的問題」自由と正義65巻12号(2014)15頁、宍戸常寿「個人情報保護委員会」ジュリスト1489号(2016)42頁、原田大樹「ビッグデータ・オープンデータと行政法学」法学教室432号(2016)39頁、宮下紘「新・個人情報保護法の意義と課題」時の法令1996号(2016)41頁、参照。もともと、EU加盟国28カ国のデータ保護監督機関のうち12カ国の機関は安全保障分野の個人データ保護についての権限がない、という調査結果もある。See European Union Agency for Fundamental Rights, *Surveillance by Intelligence Services: Fundamental Rights Safeguards and Remedies in the European Union* (November 2015) at 47.

91) See KENNETH A. BARMBERGER & DEIRDRE K. MULLIGAN, *PRIVACY ON THE GROUND: DRIVING CORPORATE BEHAVIOR IN THE UNITED STATES AND EUROPE* 61 (2015).

転について十分な保護の措置を講じている保証はない。その逆も同様であり、当該国・地域が不十分であっても、その国・地域にある企業等の組織が十分な保護措置を施している場合もある。日本の改正個人情報保護法（第24条）は前者の「国・地域」を対象として同等の保護措置を施すよう推進するものであるが、たとえばAPECにおける越境プライバシールールは「組織」を対象とした枠組みである⁹²⁾。このように、個人データの移転の規制アプローチにおいては、「国・地域」と「組織」の視点は両立しうるものであり、いずれの視点も重要となる。

第3に、EUの個人データ保護の規制の影響は、アメリカにとどまるものではない。たとえば、カナダはEUから民間部門の個人情報保護法の充分性認定を受けているが、公的部門の審査を受けていない。そのため、カナダの公的機関が取り扱う旅客機の乗客予約記録のデータの移転には、特別の協定が必要となるが、その協定が十分な保護措置を担保しているか否かがEU司法裁判所において審理されている（2016年9月8日、法務官は、カナダとの協定を無効と判断した⁹³⁾）。そのため、米欧のプライバシーをめぐる衝突は、対岸の火事では済まされず、日本にとってもいずれ直接影響が生じる問題として受け止める必要がある。さらに、EUでは2016年5月、一般データ保護規則が発効され、2018年5月には施行される。同規則には充分性の要件が設けられており、個人データの移転の条項に違反した場合の制裁金は全世界の年間総売上上の4%または2000万ユーロ（約23億円）のいずれか高額な方となっている。2018年5月までに日本が欧州委員会から充分性を取得する見込みは小さく、各企業が対策を求められることとなろう。

いずれにしても、プライバシーシールドの合意が、プライバシーをめぐるア

92) See APEC, *Accountability Agent APEC Recognition Application*. 邦語による紹介として、前田恵美「データ移転とAPEC越境移転プライバシー・ルールCBPRについて」比較法雑誌50巻3号（2016）、参照。

93) CJEU, *Opinion 1/15, Avis rendu en vertu de l'article 218*. カナダでは、テロ対策法案（Bill C-51: the Anti-terrorism Act, 2015）が2015年から議会で審議され、特に公的部門におけるプライバシー保護の在り方が問題とされている。

アメリカとヨーロッパの衝突から和解への道筋となるかを判断するにはまだ早い。セーフハーバー決定無効判決から約2週間後に、第37回データ保護プライバシーコミッショナー国際会議で公表された「プライバシーブリッジ」報告書では、異なるプライバシーに関する法制度を克服し、共通のプライバシー保護に向けた文化や規範を構築しようと呼び掛けている。国境のないインターネットの世界における個人データの移転の問題に直面しているにもかかわらず、地域ごとの個人データ保護法は、非効率で不安定であると考えられてきた。セーフハーバー決定無効判決は、グローバルなプライバシー保護立法に向けた国際調和の必要性を改めて認識させる契機になるであろう^{94) 95)}。

（参考資料）EU-US プライバシーシールドによって付与された保護の十分性に関する欧州議会及び理事会の指令 95/46/EC に従った委員会実施決定（2016年7月12日）

第1条

1. 指令 95/46/EC の第 25 条 2 項の目的のため、合衆国は EU-US プライバシーシールドに基づき欧州連合から合衆国内の組織へ移転された個人データの保護の十分な水準を確保するものとする。
2. EU-US プライバシーシールドは、附属文書Ⅱに示された 2016 年 7 月 7 日付

94) See e.g., Morgan A. Corley, *The Need for an International Convention on Data Privacy: Taking a Cue from the CISG*, 41 BROOK. J. INT'L L. 721 (2016).

95) 脱稿後、欧州委員会による既存の第三国十分性認定の修正決定案及び標準契約条項の修正決定案の各文書に接した（European Commission, *Commission Implementing Decision of XXX amending Commission Decisions 2000/518/EC, 2002/2/EC, 2003/490/EC, 2003/821/EC, 2004/411/EC, 2008/393/EC, 2010/146/EU, 2010/625/EU, 2011/61/EU, 2012/484/EU, 2013/65/EU on the adequate protection of personal data by certain countries, pursuant to Article 25(6) of Directive 95/46/EC of the European Parliament and of the Council*; European Commission, *Commission Implementing Decision of XXX amending Commission Decisions 2001/497/EC and 2010/87/EU on standard contractual clauses for the transfer of personal data to third countries and to processors established in such countries, under Directive 95/46/EC of the European Parliament and of the Council*.)。

の合衆国商務省が発行した諸原則、及び附属文書Ⅰ、Ⅲ並びにⅥに列挙された文書に含まれる官職並びに関与から成る。

3. 第1項の目的のため、附属文書Ⅱに示された諸原則の第Ⅰ節及び第Ⅲ節に従い合衆国商務省が整備し公表する「プライバシーシールド・リスト」に含まれる合衆国内の組織へ欧州連合から個人データが移転される場合、EU-US プライバシーシールドに基づく個人データの移転が行われるものとする。

第2条

本決定は、加盟国内における個人データの処理に係る第25条1項以外の指令95/46/ECの規定、特に第4条の規定の適用に影響を及ぼさないものとする。

第3条

加盟国内の監督機関が、指令95/46/ECの第28条3項に従い、個人データの処理に関して個人を保護する目的のため、附属文書Ⅱで示された諸原則第Ⅰ節及び第Ⅲ節に従いプライバシーシールド・リストに含まれる合衆国内の企業へのデータ流通の停止又は最終的禁止をもたらす権限を行使する場合は常に、関係する加盟国は遅滞なく委員会に通知するものとする。

第4条

1. 委員会は、欧州連合から合衆国内の組織へプライバシーシールドに基づき移転された個人データの保護の十分な水準を合衆国が確保し続けているか否かの評価を行うため、EU-US プライバシーシールドの機能を継続的に監視するものとする。
2. 加盟国及び委員会は、附属文書Ⅱに示された諸原則の履行を執行する制定法上の権限を有する合衆国内の政府機関が、同原則の違反を認定し実際に制裁を科すことを可能とする効果的探知及び監督体制を提供できていないとみられる事例について、互いに連絡を取り合うものとする。
3. 加盟国及び委員会は、国土の安全、法執行又はその他公的利益に権限を有する合衆国の公的機関による個人データの保護の個人の権利への干渉が厳格に必要であり、かつもしくは又はかかる干渉に対する効果的法的保護がないとされる条件を超えているとみられる可能性について互いに連絡を取り合うものとする。

4. 加盟国への本決定の通知日から1年以内に、その後毎年、委員会は附属文書Ⅰ、Ⅱ及びⅣに示された年次共同審査の一部として受領する情報を含むあらゆる情報に基づき第1条1項の認定を評価するものとする。
5. 委員会は、指令95/46/ECの第31条に基づき設置された委員会に関連する認定を報告するものとする。
6. 委員会は、次の可能性がある場合、本決定の停止、修正もしくは廃止又は範囲の制限等を目的とした、指令95/46/ECの第31条2項に示された手続に従い措置の草案を提示するものとする。
 - ・合衆国の公的機関が、EU-US プライバシーシールドに基づき移転された個人データについて法執行、国土の安全、及びその他公的利益を目的とする合衆国の公的機関によるアクセスの条件及び制限に関する事項を含む本決定附属文書に含まれる官職及び関与を履行しない場合
 - ・EU データ主体の苦情への効果的対処の体制としての不履行
 - ・プライバシーシールド・オンブズマンによる附属文書Ⅲの第4節(e)により要求されるEU データ主体からの申立に対する時宜を得た適切な応答を提供するための体制としての不履行

委員会は、EU-US プライバシーシールドの機能確保に関与する合衆国内の機関の協力の欠如が第1条1項の認定に影響を及ぼすものであるか否かの委員会による決定を妨げる場合、かかる措置の草案も提示するものとする。

第5条

加盟国は本決定を履行するために必要なあらゆる措置を講ずるものとする。

第6条

本決定は加盟国に宛てるものとする。

2016年7月12日ブリュッセルにて

附属文書Ⅰ 商務長官

附属文書Ⅱ 商務省

附属文書Ⅲ 国務長官

附属文書Ⅳ 連邦取引委員会委員長

附属文書Ⅴ 運輸長官

附属文書Ⅵ 合衆国国家情報長官室第二法律顧問

附属文書Ⅶ 司法省副次官補兼国際関係顧問